

論文

現代公企業の新局面

儀 我 壯 一 郎

目 次

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| I 公企業概念と「民営化」概念の多様性 | IV フランス、イタリアなどにおける公企業「民営化」の問題点 |
| II イギリスにおける公企業「民営化」の問題点 | V インド、シンガポールなどにおける公企業「民営化」の問題点 |
| III 西ドイツとオーストリアにおける公企業「民営化」の問題点 | |

I 公企業概念と「民営化」概念の多様性

世界各国の軍事・政治・経済・社会等の変化は複雑かつ急速であり、各国相互の諸関係も急変しつつある。とくに各国の公企業における諸変化は著しい。1979年5月のイギリスのサッチャー保守党政権の発足を一つの画期として、1980年代には多くのヨーロッパ諸国における公企業の「民営化」が本格的に日程に上り、臨調行革路線下の日本、さらには多くの発展途上国ないし第3世界諸国においても、公企業の各種の「民営化」が具体化した。

本稿の主要な課題は、現代公企業の新局面について、主として「民営化」に関する問題点を批判的に検討することである。

そのさい、たとえば日本の公企業「民営化」のみを対象としても、どのように多くの鋭い諸矛盾を含んでいるかについては、ロナルド・レーガン、中曽根康弘、藤波孝生、土光敏夫、真藤恒、江副浩正という6名の代表的人物の言動を想起するだけで、問題点と責任の所在などを推察できるであろう。1980年代に、日本国民は、公企業「民営化」の真相について、きわめて多くを学び、科学的・実践的批判力を高めてきたのである。

山本秀雄氏は、「最近の公企業論の新しい動向として、公企業と私企業の効率性の比較研究への関心がみられるが、その場合肝要なのは単なる経済的な効率性の観点ではなく、『国民主体の立場』から公企業を歴史的・科学的に分析する視点でなければならない」（山本秀雄編『公企業論』経営会計全書 19、日本評論社、1986年、編者「はしがき」3ページ）とされる。本稿は、このような「国民主体の立場」「視点」から、イギリス、西ドイツ、オーストリア、フランス、イタリア、ギリシア、スペイン、ポルトガルさらに、インド、シンガポールなどにおける公企業「民営化」問題の諸側面を検討する。なお米国の公企業・公私混合企業とその「民営化」については、上田慧『転換期のアメリカ企業』（同文館、1984年）を参照していただき

たい。

公企業の本格的な国際比較のための基本的観点については、すでに詳論したので、ここでは繰り返さない（儀我壮一郎編『公企業の国際比較』青木書店、1982年、序章参照。なお本書は、延世大学の安龍植氏たちによって翻訳され、1983年6月に『比較公企業論』と改題して韓国の博英社から出版されたが、基本的内容には変りはない）。

本稿は、たとえば鉄道、電信電話など特定の部門に焦点を合わせた国際比較ではなく、公企業の効率性、「民営化」の方法など特定の問題点に限定した国際比較でもない。また、「国有化」「民営化」をそれぞれ主張する各国の各政党や各階級の力関係の国際比較でもない。本稿は各国の公企業「民営化」に関して問題となった諸点を列挙することによって、「では、日本を含む他の各国でこの問題点は、どのように位置づけられ、どのような立場角度から現実に処理されているか」という比較検討の問題意識をもつための一つの手がかりである。国際比較と同時に、各国公企業に関する歴史的研究の重要性もいうまでもない。たとえば、現在の日本の公企業「民営化」について、私は「第3の官業払下げ」と位置づけているが、そのさい明治期の官業払下げ、敗戦直後の「昭和の払い下げ」などについての批判的検討と相互比較・関連性の考察が不可欠である（小林正彬『日本の工業化と官業払下げ—政府と企業』東洋経済新報社、1977年、後藤正人「鉄道民営化の比較史序説」交通権学会報告、1989年7月など参照）。

公企業概念について、山本秀雄氏は次のように要約された。

「ところで、公企業概念と範囲については、かつて経営経済学の分野において、主として『企業』概念をめぐる論議が展開され、かならずしも統一した見解をみるに至っていない。しかし、ここでは『企業』概念をめぐる論議は重要なものと考えないので、公企業を国（または地方公共団体）が所有・出資し、支配あるいは経営する事業体として理解しておきたい」（山本秀雄編『公企業論』前出、4ページ）とされる。公企業概念確定の困難性は、日本の法学者も指摘するところであるが、私企業の民主的国有化による国有企業の比重が大きい国のひとつとされるフランスにおいて、公企業概念規定は、どのような問題状況にあるか（フランスの国有化と国有企業の実態については、藤本光夫『転換期のフランス企業』同文館、1979年、同『ミッテラン政権と公企業改革』同文館、1988年、玉村博巳『フランス企業と国有化問題』同文館、1979年などを参照されたい）。

堀田和宏氏によれば「フランスにおいては、一般に認められた公企業(entreprise publique)の概念はいまだ確定していない」とされ、その背景・理由として、大要、次の5点が指摘されている。

- ① 企業概念は、法律上の概念としては既存のフランス法の範疇に見当たらない新しい概念である。そもそも、企業概念が民法や商法や私法に認められていない。
- ② 公企業は、少なくとも法律上では、第2次大戦後はじめて国有化企業を指すものとして限定的に用いられた。ところが今日では、国有化企業それ自体が他と区別される特徴を失

ったことから、他方では、多くの事業が他の諸方法で公共部門を形成してきたことから、公企業を国有化によって特殊的に規定できなくなった。

- ③ 公共部門に属する事業が混合経済体制の形成のなかで、水平的・垂直的に多数に増加し、かつ多様化した。そのため、むしろ、公企業の術語はこれらの多様な事業を総括するものとして安易に用いられた。したがって、公企業概念は概括的に規定された。
- ④ 多くの公共部門の事業は異質性と個別性が強く、それらに共通の特質を見出すことが困難である。
- ⑤ 公企業を中心とした公共部門のはたす社会経済的な機能と役割とそれに対応する諸制度が歴史的に変化している（堀田和宏『フランス公企業における経営管理の諸条件』近畿大学世界経済研究所，1988年，1～3ページによる）。

フランス1国のみを見ても、このような状況である。世界各国の公企業の多様な実態を顧みるならば、公企業概念確定の困難性は、さらに明らかである。資本主義国有企業と社会主義国有企業を含む概念として「公企業」が適切であるか否か、公企業と「民営化」によって増加しつつある公私混合企業との関係をどのように整理すべきか、など多くの問題が横たわっている（儀我壮一郎「公私混合企業に関する最近の問題点」『科学と思想』56号，1985年4月，参照）。

また、資本主義公企業に限定しても、いわゆる先進資本主義国における公企業と発展途上国ないし第3世界の公企業とを単純に同一視することはできず、前者については、国家独占資本主義との関連性を明らかにする必要がある。この問題点については、小松善雄氏の力作『国家独占資本主義の基礎構造』（合同出版株式会社，1982年）において、国家資本主義、国家的独占、国家独占資本主義の相互関連を系統的に明らかにする形で、政府経済学の次元における研究の前進が確保された。しかし残された課題も少なくない。

現在、資本主義公企業の「民営化」とよばれる諸変化が、先進資本主義国においても、発展途上国においても、広く「流行」しつつある。ところで、この「民営化」の概念自体もまた、各国、各論者によってきわめて多義的に用いられ、各国の「民営化」の国際比較が困難となる原因の一つとなっている。たとえば、テオ・ティーマイヤーは、「『民営化』とは一体何か、あるいは民営化政策は何を追求すべきかという問題は、定義論争とはほど遠い」とした上で、C I R I E C（公共・協同経済研究情報センター）での学問的討議で重要だった15の「民営化」概念を列挙しているが、このこと自体が、各国別の多様な問題点の所在と異なった分析視角を明らかにしているのである（テオ・ティーマイヤー、ガイ・クォーデン編『民営化の世界的潮流』尾上久雄・広岡治哉・新田俊三編訳，御茶の水書房，1987年，19～23ページ）。したがって、「公企業」の「民営化」についての諸見解は二重の意味で多義的となる傾向を免がれない。

第2次世界戦争後のイギリスの労働党政権による国有化について、山本秀雄氏は次のような産業別の特徴を明らかにした。ここには私企業の国有化の側面についても、公企業の「民営化」の側面についても重要な示唆が含まれている。「国家権力と独占資本との対応関係が、石炭業、

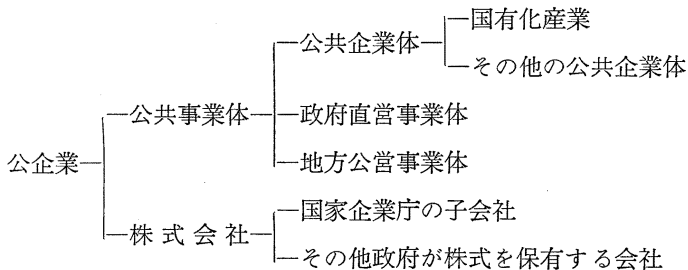
綿業における場合と鉄鋼業における場合とでは明確に違いをもっている。とくに鉄鋼業における独占の発展が著しく、その力が強大であるのは、鉄鋼業における資本の集中が他の産業におけるよりも顕著であって、その資本力が強大で、独占利潤がより大きく保証されているからにほかならない。第2次大戦後国有化が日程に上ったときに、石炭業は、基幹産業であるという理由からだけでなく、私的資本によってはもはや効率的に支配しえなくなったという理由で国有化されたのに対して、鉄鋼業の場合には、鉄鋼資本の力を抑えようとする労働党の考え方が、鉄鋼業を国有化の対象とせしめた理由の一つが〔で？—引用者〕あり、また鉄鋼業の国有化が一時解消されてしまったのも右の点に関連するものといえよう」（山本秀雄『イギリス企業集中の研究』有斐閣出版サービス、1988年、186ページ）。また、「たしかに国有化は労働党内閣の政策の支柱をなすものであり、その産業分野から考えても、その考察は混合経済の本質を明らかにするうえに欠くことのできないものである。しかし私的産業の大きな比重と役割を考えるならば、それにもまして労働党内閣の経済政策と私的産業との関係が、混合経済の本質把握のために十分検討されなければならない」（山本秀雄、同上、263ページ）と指摘されている。卓見である。いまわれわれは、中曽根政権下の臨調行革路線にもとづく日本電信電話公社、日本国有鉄道、日本専売公社の「民営化」あるいはサッチャー保守党政権下のイギリス公企業の「民営化」その他各国の実態を検討するにさいして、山本秀雄氏のこれらの指摘を銘記しながら、これまで研究が比較的手薄であった公企業と私企業との併存状態における相互関係、また、公企業・公私混合企業・私企業相互間の形態変化の意義とその諸方法・諸形態について、さらに深く考察することが求められている。日本の公企業「民営化」と分離分割の問題点については、既発表の私の下記の別稿にゆずり、本稿は、日本以外の諸国を主要な対象とする。

- ① 「公企業改革の国際比較」『公営評論』1982年6月号
- ② 「公企業改革の基本問題」『経済』1982年7月号
- ③ 「転換期における公企業」『経営研究』181号、1982年9月
- ④ 「『行政改革』の本質と国鉄問題」『労働法律旬報』1982年10月上旬+下旬号
- ⑤ 「転換期の日本電信電話公社」『公営評論』1983年7月号
- ⑥ 「日本電信電話公社『改革』の諸問題」『専修大学経営研究所報』54号、1983年9月
- ⑦ 「日本電信電話公社『改革』の新局面」『専修大学経営研究年報』8号、1984年2月
- ⑧ 「現代公企業改革の国際比較」『運輸と経済』1984年2月号
- ⑨ 「日本電信電話公社の再編成」『公営評論』1984年8月号
- ⑩ 「電電公社民営化と国民生活」『賃金と社会保障』895・6号、1984年8月
- ⑪ 「I N S と電電公社の民営化問題」『日本の科学者』1984年12月号
- ⑫ 「公私混合企業に関する最近の問題点」『科学と思想』56号、1985年4月
- ⑬ 「多国籍企業の展開と通信主権」『経済』1986年1月号
- ⑭ 「電気通信事業の規制緩和と日本電信電話株式会社」『専修大学社会科学年報』20号、1986年3月
- ⑮ 「公共企業体『民営化』の諸問題」『公営評通』1986年6月号

II イギリスにおける公企業「民営化」の問題点

ヨーロッパ諸国における公企業「民営化」(Privatization)の顕著な動きは、1979年5月成立のサッチャー保守党政権下のイギリスからはじまった。第2次世界戦争後のイギリスにおいて、労働党の国有化政策と保守党の公企業「民営化」政策との対立は、とくに綱領とイデオロギーの上での「政治的フットボール」と評されるほど特徴的であり、この二大政党の政権交代のたびに、公企業の拡大と縮小が繰り返し問題とされてきた。労働党政権からサッチャー政権への交代は、公企業の大幅な縮小を予想させるものであったが、1981年1月の米国レーガン政権の発足は、この動向を加速化した。

イギリス公企業の分類は、1976年発表の国家経済開発局(NEDO)報告によれば次のとおりである。



「公共事業体」(public trading bodies)は、歳入・歳出の都合上で定義され、次の①②③の3種類を含む。①「公共企業体」(public corporation)は、中央・地方政府から財務上独立しており、経営理事会の任命権が議会等にあるという点で公共的統制に服しながら、日々の経営は自由という特徴をもつ。この中心に「国有化企業」(nationalised industries)があり、通常、国有化法に基づき国有化された産業(全部であろうと一部であろうと)を意味する。「国有化産業」は、1980年5月現在、英鉄鋼公社(British Steel Corporation:BS、労働者数18万6,000人)など19社を含み、その労働者数は約170万人(総労働人口の約7%)、国内総生産の約1割(1976年度)を占める。また、「その他の公共企業体」には、国家水道庁(1974年に公共企業体化)、イングランド銀行、英国放送協会(BBC)、ケーブル&ワイヤレス社、国家企業庁(NEB)などが含まれる。

②「政府直営事業体」(central government trading bodies)には、国家貯蓄銀行、王立兵器工場などの7事業が含まれる。

③「地方公営事業体」(local authority trading bodies)には、地方空港などが含まれる。

次に、公企業に含まれる「株式会社」(limited companies)は、会社法に基づいて設立・登記されている企業で、政府省庁が直接的あるいは間接的に株式の一部または全部を保有するものである。主要なものは、国家企業庁(NEB)傘下の企業であり、1979年6月現在で62社が

第1表 イギリス国有企業の株式売却

株式売却企業	売却額 (百万ポンド)
1979-80 British Petroleum (5%)	276
ICL (25%)	37
その他	57
1980-81 Ferranti (51%)	55
Fairey (100%)	22
British Aerospace (52%)	43
その他	286
1981-82 British Sugar (24%)	44
Cable & Wireless (49%)	182
Amersham International (100%)	64
Naional Freight Corporation (100%)	5
その他	199
1982-83 Britoil (51%)	334
その他	154
1983-84 Britoil (49%)	293
British Petroleum (7%)	565
Cable & Wireless (25%)	260
その他	58
1984-85 British Telecommunications (50%)	3916
Enterprise Oil (100%)	380
Inmos (75%)	95
Jaguar (100%)	297
その他	148
1985-86 British Gas Corporation (100%)	4256

注：括弧内は株式売却比率を示す。

(出所)『民営化の世界的潮流』前出，76ページの表1による。

ある。国有企業庁関係以外では、石油会社BPなどの9社がある（詳細は、浜川一憲「イギリス公企業の新局面」儀我壮一郎編『公企業の国際比較』青木書店，1982年，参照）。

サッチャー政権下において、「民営化」の主要な対象とされたのは、以上のうちの「国有化産業」と国家企業庁およびその他政府が株式を保有する会社，である（第1表参照）。なお，1988年までの予定については、『日本経済新聞』1986年7月10日号をも参照されたい。

サッチャー政権は、「民営化」の目的として次の諸項目をかかげていた。

第1次的目的は，①当該企業・産業の効率の増進，②競争の奨励と増進である。この①は，公企業は不可避免的に民間企業より経済的に劣っているという「確信」を基礎としている。

「派生」目的としては，①消費者に対する一層の配慮，②「当該産業の経営者の新しい自由」③民衆とりわけ当該産業の従業員が株式を買って所有者になる新しい可能性，がある。

最後に，予算の枯渇と「公共部門借り入れ所要額」の緩和という目的がある。現実には，多くの観察者にとって，これが最大の目的であったように見える，とされている。また，公企業

の労働者・労働組合にたいする攻勢という側面の重要性は、いうまでもない。ハイドロン・アプロマイトによれば、「民営化」は、次のような3つの異なるものとして起こり得る。

- ① 公企業の資産の売却を通じる公式の民営化として、
- ② 公共的な事業を民間部門に譲渡することによる機能的な民営化として、
- ③ 法律上の地位や組織形態、行動原理などの変更によって公企業を可能な限り民営企業に同化するという「冷たい民営化」(cold privatisation—民営方式化の意)として。

「イギリスでは、三つの形態のすべてにおいて、民営化は公共的な論争に持ち込まれたのみでなく、実際政治にも持ち込まれてきた。すなわち、国有企業、持株会社所有の企業や国有化産業のまるごと売却として、ある種の公共的な事業の『請負契約化』として、最終的には国有産業の古くからある『商事化』戦略の継続強化として、これら国有化産業の一部の私法上の『会社法による会社』への転換として導入されている」(H.アプロマイト「イギリスの民営化」テオ・ティーマイヤー、ガイ・クォーデン編『民営化の世界的潮流』前出、33ページ)。

1970年代からとくに発展途上国で顕著となった「多国籍企業」の国有化問題において、国際法研究者が、「国有化」の定義が困難である理由として列挙したいくつかの問題点は公企業の「非国有化」「脱国有化」ないし非国営化、脱国営化の場合に、すべて、逆の面から共通の問題点となるのである(儀我壯一郎『多国籍企業』青木書店、1981年、167ページ以下参照)。この意味で、各国の国有化における多様な経験は、「民営化」の場合の反面教師的な性格をもつ。

さて、サッチャー政権の「民営化」政策に対して、少なくとも次の諸点について批判ないし疑問が続出したのも、当然であった。この項は主としてH.アプロマイトの前出論文(『民営化の世界的潮流』所収)の論旨にもとづく。

第1、公企業は不可避免的に、民間企業よりも経済的に劣っていると見なす大前提自体が、誤りではないのか。民間企業がひきおこしてきたあらゆる矛盾や害悪の側面を無視する「民間企業＝善玉」「公企業＝悪玉」的な「民間活力」論がいかにも浅薄で不正確であるかは、たとえば、ロッキード、リクルートあるいはホテル・ニュージャパン、ミドリ十字などの典型的事例を想起するだけでも、容易に証明される。「民間活力」の実態は、周知のとおりである。

第2、国有企業(とりわけブリティッシュ・テレコム)の株式の大量の売り出しによって、イギリス政府・大蔵省が「救われた」としても、大局的に見れば、このことは、国家の財産・納税者の財産の不当な安売りではなかったか。株式の売り出しにさいしての、シティーの影響力や商業銀行による「指導」と高額報酬の問題も伏在するのではないか。「民営化」による主要な成功者は銀行ではないのか。

ちなみに、最近の日本で、大蔵省は、日本電信電話(N T T)の政府保有株式売却について、株価が回復しない限り全面的に見送る方針を固めた。N T Tの株価が上昇した場合でも、政府による売却が株式市場の需給関係を乱し、相場全体に悪影響を及ぼす懸念がないかなども見極める。全面見送りの方針は、「国民の貴重な財産であり、最も高く売れる局面で実施した方が、

財政健全化に役立つ」（首脳）と判断したため、と報道されている（『日本経済新聞』1989年7月31日号）。

第3、これまで「民営化」された公企業は、ほとんどすべて「黒字企業」であるから、「民営化」以後の「好業績」は、むしろ当然ではないか。いいかえれば、「民営化」は、民間資本（同時に保守党政府・大蔵省）が、公企業全体のなかから黒字企業に焦点を合わせて「クリーム・スキミング」（おいしいところのつまみ喰い）を行なうという特徴をもつものではないか。しかも、「民営化」の後に、株主数が激減することは、少数の巨大資本が、かつての公企業を独占的に所有・支配することを意味するのではないか。

第4、政府は、独占を打破し競争を促進するための「民営化」と称しながら、ブリティッシュ・テレコムやブリティッシュ・ガスの独占をほとんどそのまま存続させているのは公約違反ではないか。独占力を温存したまま売却すれば大蔵省が高価で売ることができるからである、とする見解もみられる。ただし、公企業の分離・分割は、とくに批判的な検討を要する。

第5、黒字公企業の売却による大蔵省の利益は一時的なものにすぎず、黒字公企業からの余剰の消滅によって、将来の歳入は減少する。逆に、赤字公企業は、固有の財産目録に残ったままとなる。すなわち、サッチャー政権は、黄金の玉子を生むような「家宝」を売りにかかったのではないか。保守党による労働党の成果の「つまみぐい」との酷評もある。

第6、「民営化」後も、政府は少数株を保留するか、ブリティッシュ・テレコム、ケーブル&ワイヤレス、ブリトイルなどの典型的事例に見られるように、少なくとも「黄金株」の確保によって影響力ないし支配力を温存するのであるから、公企業を民間経済の自由の中に解放するという政府の公約は、守られていないのではないか。この面も含めて「民営化」の実質は、「公私混合企業」化、ないし「雑種化」にとどまる場合が多いのではないか。「黄金株」の重要な問題点については、井上照幸「英国・民営化企業における特権優先株式——（黄金株）をC&W社の事例にみる——」（『高崎大学付属産業研究所紀要』24巻2号、1988年10月）を参照されたい。

サッチャー政権は刑務所の建設から経営までも「民営化」しようとしている（『日本経済新聞』1988年4月9日号）。そして「民営化」に対する英国内の批判はしだいに高まりつつある。政府は、1992年の総選挙までに、電力、水道、石炭などの公企業の「民営化」で、300億ポンド以上の収入を予定しているが、前途は多難である。

民営化株はもうかるという神話も狂いはじめた。まず1987年のブラック・マンデーの株価暴落にまきこまれてブリティッシュ・ペトロリアム（BP）株の放出が大きくつまずいた。1988年12月5日には、ブリティッシュ・スチール（BSC）の株式放出が募集価格を低い水準に設定したにもかかわらず予想外の安値ではじまり、プレミアムの期待が吹き飛ぶ場面も生まれた。

1989年1月末に発表した国民医療制度の抜本的改革は、医療の「自由化」、一部有料化を強行しようとするものであり、医療従事者も含めて、国民の大多数が反対にまわっている。また、

1988年7月20日発表の現在の水道公社の組織を基本的に踏襲しながら、10の水道公社を設立して、株式を公開するという「水道事業民営化」案については、保守党内部にも「急ぎ過ぎ」という批判が生まれている。「民営化」後の営利主義によって自然環境が破壊されるという懸念も高まっている。1990年に、200億ポンド以上と予想される電力「民営化」が実施された場合の株式の供給過剰による混乱も予想される。また原子力発電のコスト、安全性も大きな問題点である。

「民営化」に反対する論拠（佐藤昌一郎「イギリスにおける現段階の〈denationalization〉政策の展開と特徴について（上）一ひとつの覚書『経営志林』16巻4号など参照）と、労働党、労働組合などに見られる「民営化」反対勢力の消長についても、1985年までの事態についてはH. アプロマイトが簡潔に要約しているが、ここでは省略し、キノック党首がひきいる労働党の最近の動向を紹介する。1989年6月の欧州議会選挙で、イギリス労働党が保守党を上まわる支持を得たことにも留意しておこう。

1986年9月、労働党は、国有化計画の概要を発表し、ブリティッシュ・テレコム（BT）の再国有化や、国有銀行の設立などによって、サッチャー政権の「民営化」政策と対決する方向を明らかにした。政権獲得後、10年間に順次実施する予定とされ、防衛、石油、造船、鉄鋼などの基幹部門および製造業のうち自動車、情報産業などの中核企業について、政府が株式を保有し国有化する。企業育成のための国営銀行や国営製薬会社の新設も、計画に含まれている。1992年の総選挙、あるいはそれ以前の総選挙において、保守党対労働党の重要な争点となるであろう。問題は、労働党型の国有化政策に対して、「国民主体の立場」から見て、どのように評価・批判されるかにある。

Ⅲ 西ドイツとオーストリアにおける公企業「民営化」の問題点

西ドイツにおける公企業「民営化」の論議は1950年代はじめに開始された。キリスト教民主・社会同盟（CDU／CSU）が「社会化」擁護の立場から「社会的市場経済」構想を政策綱領とする立場に転換したことを契機として、民営化論議が開始された。そのさい「民営化」の対象として論議されたのは、かつての軍所有施設が大半であり、連邦所有企業については、主としてVolkswagenwerk AGなどであった。「民営化」論議が財産形成政策論議と「人民株」形成政策と結合することによって、1959年から1965年にかけての第1次「民営化」政策が具体化されたのである。Volkswagen AGの60%の株式の売却などを通じて、「人民株」購入者は100万人以上となったが、不況による株価下落によって、「人民株」は発行価格を下まわり、購入者の失望を招いた。政策「目的」の挫折である。

1970年代中頃に、新しい「民営化」論議が開始され、公共的機関と公企業の「赤字問題」とその解決策が論議の焦点とされた。大蔵省学術諮問委員会の勧告と経済省学術諮問委員会の勧

第1図 連那出資企業の民営化に関する連邦の閣議決定

閣議決定 日時	監督官庁	企業名	活動領域	資本金 (百万 DM)	連邦出資		閣議決定	取引の準備	実施
					(百万 DM)	%			
1983.10. 26.	大蔵省	VEBA AG	エネルギー (電力,石油 石炭)化学 商業,運送	1684.8	737.1	43.8	29.98%へ引き下 げ	取引所で評価 済み。相場で 価格設定を志 向	1984年1 月
1985.3.2 6. No.1	大蔵省	VIAG AG	アルミニウ ム,電力, ガス,化学	580	507.1 +産業 復興金 融機関	87.4 12.6	第一歩として連邦 出資費を最低25% に引き下げ,同時 に上場	上場の査定と 準備	40%売却 1986年6 月
No.2	大蔵省	Volkswagen AG	自動車製造	1,200	240	20.0	転換社債や増資に 参加せず	取引所で評価 済み。1986年 に準備	転換社債 '86 1500 百万DM への増資 '86年9月
No.3	大蔵省	PRAKLASE ISMOS AG	利用可能な 鉱床の発見 のための物 理学的調査	26	26	100	会社の自立性と独 立性を保証して連 邦出資の大幅な引 き下げ	上場の準備 1985/86年	石油市場 危機によ り計画の 見直し
No.4	大蔵省	Industrie Verwaltungs gesellschaft AG	不動産,輸 送手段,産 業出資の経 営管理と活 用	54	54	100	特定業務の売却か 政府出資の引き下 げかの検討。86年 3月12日に45%の 売却を閣議決定	110百万DM への増資の後 85/86に上場 の査定と準備	1986年10 月
No.5	大蔵省	Deutsche Pfandbrief- anstalt	主に住宅・ 都市建設の ための不動 産・自治体 貸付	243.9	165.6 +特別 資産 33.0	67.9 13.5	1987年までに単 多数まで連邦出資 を引き下げる。公 法的地位の維持。 1986.3.12.の閣議決 定:私法上の不動 産銀行への転換。 可能なかぎり広範 に分散し連邦出資 を漸次的に削減	1987/88立法 措置	1989年か ら
No.6	食糧農林 省,大蔵 省の共管	Deutsche Siedlungs- und Landes- rentenbank	公共および 民間の事業 への融資, 加えて公共 の契約の下 でローカル 地域の再編 成の促進	256	253.4	99.0	公法上の地位の維 持と自立性の永続 的保証という条件 で連邦出資割合を 単純多数に引き下 げる	上場の査定と 準備。1987/ 88に立法措置	1988/88 年から
No.7	交通省	Deutsche Lufthansa AG	内外の航空	900	668.8 +特別 資産と 復興金 融機関 50.3	74.3 5.6	縮小に伴う諸問題 についてさらに話 合いを続ける	1987年の増資 に際して連邦 は出資を部分 的に参加する	1987年に 連邦関連 の割合を 79.9%か ら69.5% に引き下 げ,投票 権を91.1 4%から 76.68% にする
No.8	経済省	Deutsche Industrie- anlagen GmbH	機械・設備 製造	160	160	100	ベルリンでの機械 (ER製造を存続させて P特別 民営化をするとい う努力をおこなう 資産)		未実施

閣議決定 日時	監督官庁	企業名	活動領域	資本金 (百万 DM)	連邦出資		閣議決定	取引の準備	実施
					(百万 DM)	%			
No.9	交通省	Gesellschaft für Nebenbetriebe der Bundesautobahnen GmbH	ガソリンスタンドやレストハウスなどの連邦高速道路の関連事業の融資、設立および経営	61	61	100	多数の出資の保持についての連邦の重要な利害。民間の出資の前提について、より詳細に検討し評価すること。	専門家の意見の収集	1988年に大綱の決定が予定される
No.10	ドイツ連邦鉄道	Deutsche Verkehrs-Kredit-Bank A G	金融機関	75	75	100	出資を過半数維持しつつ、引き下げる	上場の査定と準備	1988年3月
	ドイツ連邦鉄道	Schenker & Co GmbH	運送、貨物・倉庫・旅行仲介業務	80	80	100	Deutsche Verkehrs-Kredit-Bank A Gと同様	コンツェルンの評価	1988年に大綱決定
	ドイツ連邦鉄道	Deutsches Reisebüro GmbH (DER)	旅行会社の設立と経営	25	12.5	50.1	出資の引き下げが可能か、どのような形態で可能かの検討	1985年に検討された (共同出資社の先買・同意権)	会社法上の理由から出資の引き下げは行われず
	ドイツ連邦鉄道	abr-amtliches bayerisches Reisebüro GmbH	旅行会社の設立と経営	18	9.9	55	DERと同様	DERと同様	DERと同様
1986.7.1 (内閣による予算案の提出とともに)	大蔵省	VEBA AG	上 述	1976.9	505.1	25.6	完全民営化	国際市場の売却の準備	1987年3月
1986.7.1	大蔵省	Volkswagen AG	上 述	1500	240	16.0	連邦出資の完全民営化	1987年の国際市場での、暴落による2回の延期	1988年3月
1987.11.4.	大蔵省	VIAG AG	上 述	580	275.1、 +復興金融機関72.8	47.4 12.6	完全民営化	国際市場での売却の準備	1988年5月

(出所) Knauss, Fritz, *Privatisierungspolitik in der Bundesrepublik Deutschland*, Köln, 1988. S.26-29.

四捨五入による数字の変動あり、1989年5月の桜井徹氏の公企業研究交流会報告資料による。

告によって始まった第2次「民営化」論議を背景としながら、1982年に成立した CDU/CSU / FDP 保守中道のコール政権によって、第2次「民営化」政策が開始されたのである。この政策は、第1次民営化政策の財産形成目的と異なり、公共的サービス給付全般の抑制が主要問題とされ、公企業の「民営化」は、その包括的戦略の一部として提起された（詳細は豊島勉「西ドイツにおける連邦所有企業の民営化政策」『修道商学』29巻2号、1989年3月、寺尾晃洋「西ドイツにおける最近の公企業論争」『関西大学商学論集』33巻6号、1989年2月、G.ア

ンプロジェクト『ドイツ公企業史—企業者としての国家—』小坂直人・関野満夫訳、梓出版社、1988年など参照)。第2次「民営化」政策の主要な動向は、連邦出資企業の「民営化」に関する連邦の閣議決定によって把握することができる(第2図参照)。

ここで、CIRIEC (Centre international de recherches et d'information sur l'économie publique sociale et coopérative : 公共・協同経済研究情報センター)における学術委員会の1985年までの諸報告を総括したT. ティーマイヤーの次の指摘に注目しておこう。

西ドイツとオーストリアでは、「民営化とは——それだけではないが、主として——公企業の一部または全体の民間への売却(所有権の移転)と理解されていた。これに対しフランスの報告は、企業目標の私企業的目標とくに営利目的への転換を民営化と考えている。すなわち、民営化論へのフランスの貢献の中心は、所有権の移転が問題でなく、企業目標の転換、つまり営利行為への転換が問題であると指摘した点である」(テオ・ティーマイヤー「民営化の諸概念」『民営化の世界的潮流』前出、19ページ)。

西ドイツとオーストラリアにおいて、公企業の所有権の移転が「民営化」問題の焦点とされるにしても、所有権移転の目的と現実の効果は、前述のとおり、多様である。たとえば日本におけるNTT株の公開・民間への売却のさいの多面的な目的と効果を批判的に検討するさいの示唆に富むことはもとよりして、イギリスのサッチャー政権下の公企業「民営化」や1986年3月以後のフランスにおける当時のシラク首相主導の国有化企業の「民営化」(この場合は所有権の移転が主軸)など、各国の比較研究を進めるさいに、西ドイツの経験は、多くの教訓を含んでいる。

オーストリアは、第2次世界戦争後、公企業の経済的比重が高い点で、ヨーロッパ諸国のなかでも目立った存在であるから、オーストリアの公企業のあり方とその「民営化」政策については、今後、とくに重視する必要がある。

まず、オーストリアにおける国有化問題の歴史的背景について概観しよう。

「米・英・仏西側3ヶ国とソ連に分割占領されたオーストリアでは、45年4月、当初ウィーンを全面占領したソ連軍の指導下で、社会党員10、国民党员9、共産党员7、無党派3からなる臨時中央政府がつくられるが(9月の諸州会議の決定にもとづいて社会党員11、国民党员14、共産党员10、無党派3に拡大される)、同年11月におこなわれた第1回総選挙で、国民党49.8%(85議席)社会党44.6%(75議席)にたいし、共産党は、わずか5.4%、4議席と重大な打撃をこうむる。……西側3ヶ国からの妨害や社会党・国民党による露骨な反共攻勢がおこなわれたことが事実であるとしても、この決定的な敗北の原因は、当時オーストリアの東半分を占領していたソ連や共産党自身の誤りのなかにあるとみざるをえない。そのひとつに、あとでふれるドイツ資産の扱いとからんだ国有化の問題があった」(小島良一「オーストリア社会党—動揺を深める『ヨーロッパ最強の社民党』—」『前衛』編集部編『世界の社会民主主義政党』新日本出版社、1989年、107ページ)。

では、国有化問題とは何か。

「オーストリアでは、46年7月の第1次国有化法によって、鉄鋼、電気産業、鉱山、化学、重機械、3大銀行などの基幹産業が国有化され、現在〔1988年—引用者〕でも全雇用の25%、投資の47%、国民〔総？—引用者〕生産の25%を国有企業ないし自治体などの公有企業が占めている。／社会党は、すでにリント綱領〔1926年採択—引用者〕で大幅な国有化を主張していたが、47年に採択した『行動綱領』でも『オーストリア経済の国有化された部分は統合され、合理化され、拡大される。それは共同経済的経営形態と完全な企業民主主義の導入によってさらに社会化にまで発展させられる』と、社会化にいたる段階として国有化を位置づけた。／しかし、同党の党内教育用にも使われているブックレット（『未来のモデル、綱領に見るオーストリアの社会民主主義』）がみずから語るように、その大きな動機は『ソ連化の阻止』にあった。／『1946～47年には——明らかにイデオロギー的動機からというより、ソ連化を阻止することを目的に——社会党と国民党は共産党の反対の声に抗して国有化を決定した』／ここで『ソ連化』とは、ソ連が占領した東部オーストリアの『ドイツ資産』の接収をさしている。ソ連は、ポツダム会議で西側連合国の同意をえた『ドイツ資産』の取得について、45年までオーストリアでドイツ人が所有したすべての財産と解釈した。戦前ドイツに『併合』されていたオーストリアではドイツ資本の力は圧倒的であり、ソ連の解釈にしたがえば、きわめて広範囲の資産がソ連に接収されることになる。これを避けるための緊急措置が国有化だった。共産党は、77年にだされた同党の『小史』によれば、国有化の範囲が限定されているとして当初国有化法案に反対したが、最終的には賛成にまわった。さきにもふれたように、ソ連のこの措置は国民の大きな反感を買うことになったといわれる」（同上、109ページ）。

ソ連によるドイツ資産の接収については、敗戦後ソ連の占領下にあった東ドイツの実情と比較検討することが重要であり、東ドイツにおける「ソビエト株式会社」の地位と役割なども注目されるが、この点の詳細は、他の機会にゆずる（儀我壮一郎・林昭『現代の企業形態』世界書院、1966年、とくに第4章、林昭『現代ドイツ企業論』ミネルヴァ書房、1972年、森章編著『社会主義企業論』日本評論社、1977年など参照）。

さて、オーストリアでは、45年から66年の連合時代には、国有企業の管理に関して「プロポルツ」制や「社会パートナーシップ」という独特の労使協調の制度がつけられた。

「プロポルツ制というのは『連邦政府や議会の委員会はもとより、州政府以下の地方政庁、国有化された銀行や産業においても、先立つ総選挙の結果に応じた割合で両党（社会党と国民党）のあいだにポストを比例配分するというもの』（矢口・田口『オーストリア・スイス 現代史』）。また社会パートナーシップは、企業側を代表する商工会議所、農業会議所と、全労働者・従業員が自動的に所属して会費をとられる労働者会議所と労働総同盟、この4者の代表に政府代表をくわえた『賃金と物価にかんする同権委員会』に典型的にしめされている。首相または内相が議長を務めるこの『同権委員会』で経済政策が話し合われ、賃金の引き上げもここで

大筋がきめられ、それは拘束的なものとして下におろされる。こうして労働組合の闘争力を骨抜きにし、労使協調の枠内に完全におさえこむのがこの社会パートナーシップであり、それは現在でも『有効に機能』（社会党フラニツキ党首）している」（小島良一、前出、109～110ページ。傍点一引用者）。

このプロポルツ制は、イタリアの公企業管理体制の改革（キリスト教民主党による公企業理事者の独占の打破）の一環として、1962年、イタリア社会党の入閣にともない、「経営ポジションは、各政党の政治的ウェイトに比例して割りあてることになった（lotizzazione）」経験、およびその欠陥との対比からも、批判的検討が必要である（藤本光夫「公企業の現状と問題点」儀我壮一郎編『経営経済学の基本問題』ミネルヴァ書房、1979年、178ページ、儀我壮一郎編『公企業の国際比較』青木書店、1982年、第5章など参照）。

以下、「民営化」論争に関するヘリネット・ブラッツァーの論旨の一部を要約して紹介する。

1985年夏、オーストリア国民党は「民営化と私有財産の成長」と題する綱領を発表した。そのなかには、公有資産の大規模な民間資産への移転という政策が含まれている。「民営化」問題が大きくクローズ・アップされたのである。

すでに1956年、国民党は、選挙における勝利の後、連立相手の社会党に、一定の民営化の手法を受け入れさせた。1957年には、銀行部門の部分的な民営化が現われ、クレジットアンシュタルトとオーストリア土地銀行の株式の40%が売り出され、政府所有は60%となった。1972年には、革新的な技術導入を理由として、オーストリア・ジーマンス株式会社の過半数の株式がドイツの親会社に売り渡された。1970年代のなかば以降、とくに国民党の財界派は、民営化要求を推進しつづけてきた。まず、自治体レベルの公企業に重点がおかれていたが、やがて、国民党は、政府のあらゆるレベルでの民営化を、同党の経済政策綱領の中心にすえ、民営化をめぐる政党間とくに社会党、国民党、自由党3党間の論争が活発化したのである。

政治的可能性も考慮して、国民党は、民営化の第一段階では、部分的な民営化に集中する方針であり、民間セクターは、当分は50%未満の株式所有にとどまるとする。著名な対象としては、オーストリア航空輸送株式会社：AUA、2つの国有銀行（クレジット・アンシュタルトとオーストリア土地銀行）がある。この方針とりわけ国有電力会社（地域会社および特別発電会社）の部分的民営化の方針にたいして、強力な政治的反応が示された。国民党の計画のなかで、過半数の株式の民間への販売が考慮されているのは、空港管理会社と観光関連会社など、わずかな部分である。国民党の主要目標の一つは、公営または協同組合の住宅の借家人への売却および公有の森林と土地の売却である。

社会党の党イデオログたちは、今日では、所有の問題を第2義的な問題であるとみている（以前には公共所有へのはっきりした選り好みが見られたのだが）。

オーストリアの大きな公共部門が正当なものであるという理由として、オイルショックとその後の経済停滞を克服するのに、オーストリアが相対的に成功をおさめたことがあげられる。

また、民営化の対象が、利潤をあげている企業にたいしてだけむけられる傾向も「つまみぐい」的として批判されている（リネート・ブラツァー「オーストリアにおける民営化論議」『民営化の世界的潮流』前出、219ページ以下による）。

ちなみに、上述の論点のうち、「所有」「国家的所有」の問題について、ユーゴスラヴィアはもとよりソ連・中国などの社会主義諸国の研究者の論調に変化が現われつつあり、いわゆる東側諸国の論調と西側諸国の論調との間に類似の側面が見られるにいたった。この傾向と関連して、ソ連・中国の「経済改革」と対外経済開放政策について儀我壮一郎「香港・澳門・中国と多国籍企業」(『専修経営学論集』41号、1986年2月)をも参照していただきたい。

Ⅳ フランス、イタリアなどにおける公企業「民営化」の問題点

1980年代前半のフランスにおいては、ミッテラン社会党政権下の私企業国有化が基調であり、イギリスのサッチャー政権の公企業「民営化」路線ときわだった対照を示していた。そのフランスにおける公企業「民営化」の最大の動きは、1986年3月以後に生まれた。86年3月の国民議会選挙で、保守勢力の議席が過半数となったため、ミッテラン社会党大統領と保守派R P R（共和国連合）のシラク首相との組合せによる保革共存（コアピタシオン）の政権が生まれた。外交はミッテラン大統領の主導、内政はシラク首相の主導という役割分担が特徴的であった。シラク首相は、私企業の大幅な国有化を進めてきたミッテラン大統領の意に反して、国有企業の「民営化」とくに所有権の移転政策を実行に移した。そのさい民営化の対象としては、ミッテラン大統領が、1981年の就任以来1982年2月に成立した国有化法にもとづいて国有化してきたいわば新しい国有企業に重点がおかれた（国有化法案をめぐる論議、ミッテラン政権による国有化の具体的な対象と方法などについては、藤本光夫『ミッテラン政権と公企業改革』同文館、1988年、とくに第2章以下参照）。

1981—82年の国有化によって、フランスの公的セクターは、①従業員数185万8,705人、フランス経済全体のなかで5.8%増の15.8%となり、②輸出額は1,903億フラン、フランス経済全体のなかで11.4%増の23.36%、③投資額は1,171億フラン、④付加価値額は5,616億フラン、全体の28.4%となっていたのである（藤本光夫、同上、79ページによる）。

シラク首相主導の公企業「民営化」政策については、新田俊三氏によって大要、次の問題点が指摘されている。

第一、保守派内部での「民営化」にたいするスタンスのちがいが、すなわち、「民営化」の対象を社会党政権下で国有化された部分に限定するか、第2次大戦後のド・ゴール政権下で国有化された部分（たとえばルノー公団）にも拡大するか、についての対立があり、「民営化」対象の積極的拡大をとなえるシラク首相と対象の限定をもとめるパウル元首相（UDF）との意見の対立として表面化した。

第2, 赤字基調の企業(たとえばルノー公団)は, 技術的にも「民営化」が困難であること。

第3, 公企業活性化の手段としての「民営化」であれば, すでにフェビウス社会党政権下で取り上げられており, 保守派の政策としては新鮮味に欠ける面があること(新田俊三「フランスの民営化の現状」『民営化の世界的潮流』前出, 115~116ページによる)。

「シラク政権下の民営化政策は, 結局社会党政権成立前の状態に国有化のレベルを下げるにとどまる可能性も相当に強い」(新田俊三, 同上, 116-117ページ)との予想もあったが, その後, 現実には, 次のような経過をたどった。

「第1に, 1987年10月の世界的な株式暴落により, シラク内閣時代にあっては民営化企業の株主が取得した株式価格の下落, 政府の売出し予定価格と上場した際の予想株価の差などから再検討を迫られ, 第2に, 88年5~6月の大統領選挙, 国民議会選挙における社会党の勝利に伴い, こうした再民営化計画は凍結されることになり, 国民経済の運営方式という視点からすれば, きわめて中途半端で, 首尾一貫しない状況をつくり出すことになった。/すでに, シラク内閣のもとで再民営化された諸グループにおいて, ①スエズ=サン=ゴバン, ②CGE=ソシエテ・ジェネラル, CGE=CCF, ③パリバの3つの金融的結合の環が形成されつつあった(“ル・モンド”1987年9月17日)」(藤本光夫『ミッテラン政権と公企業改革』前出, 372ページ)。

1984年当時のヨーロッパ諸国の状況を想起するために, 上田特派員の「民営化」に関する次の報道に注目しておこう。

イタリアにおいても, 1984年, 新しい「民営化」の方針が発表された。イタリア最大の政府持株会社であるIRI(産業復興公社)のプロディ総裁は, IRI傘下の13の企業の株式を公開し, 民間に売却する方針を明らかにした。対象企業は, 航空のアリタリア, 高速道路のアウトストラデ, 電子のセレミア, 宇宙通信のテレスパッチオなどである。また, IRIは, グループのローマ銀行の傘下にある銀行も売却する方針である。当面, 「民営化」するのは合計15社であるが, 将来は対象をさらに広げ, 合計26社の「民営化」を計画している。

ベルギーでも, ドクレルク蔵相が, 鉄道, 航空, 通信などの事業を「民営化」する意向を表明, スペインのゴンサレス社会労働党政権もいったん国有化したルマサ財閥の払い下げを開始した。「今や民営化は欧州産業政策の大きな流れとなってきた。/そのねらいは各国とも政府持ち株などの売却で財政赤字を穴埋めするとともに, 民営化で在来産業への資金援助を減らしてハイテク(高度先端技術)産業へ重点投資し, 産業構造の転換をはかることにある。また民営化で企業に自由な活動を認め, 厳しい競争状況下においてその活力を引き出すねらいもある。イタリアではIRIが37兆4000億リラもの借金をかかえ, ベルギーも財政赤字がGDP(国内総生産)の11%にもぼっているため, 借金減らしがまず課題だが, 民営化で企業の経営効率の向上を期待している。これに対して西独の政府出資会社は優良企業が多く, 経営上, 余り問題がないため, 民営化は赤字補てんが主たる動機。/これまで欧州では保守, 革新と政権交代

の度に国有化と民営化が繰り返されてきたが、最近では社会主義政権でも民営化へ動き始めたのが大きな変化で、混合経済体制は完全に見直されてきた」(『日本経済新聞』ロンドン・上田特派員、1984年6月1日号)。

ポルトガルでは、1989年6月1日、憲法改正案が議会を通過した。社会民主党のシルバ首相は、かつて「現憲法が定めた基幹産業の国有化は明らかに失敗、市場原理を無視した政策は間違っている」と断言していたが、憲法改正案では、企業の国有化をうたった規定が取り除かれた。民営化については、すでに国家資本の49%を民間に放出する法律が可決成立している。そして、今回の憲法改正によって民間資本49%以下の規定がなくなり、ポルトガルは国有企業の完全民営化に動き出すことになった。1989年中にも、国営銀行バンコ・トッタ・アソーレスや国営ビール会社ウセニールほか、国営保険会社2社などが民営化される予定である。もうひとつの課題である労働法改正も、89年2月に可決、6月に公布される。これでシルバ首相の経済活性化の条件がすべて整った、とされている(『日本経済新聞』1989年6月27日号による)。

ギリシャの最近の動向も、注目に値する。

1981年10月に成立した全ギリシャ社会主義運動(PASOK)のパパンドレウ政権は、婚姻制度の改革、無料診療の医療制度の充実、高等教育制度の改革、かつてのレジスタンス闘士の社会的復権、最大の地主である教会の土地を国の管理下に置き、土地不足に悩む農民に開放する法律の制定などの面で成果をあげてきた。「……もちろんつまずきもある。経済の社会主義化政策の柱として行われた、主な企業の国有化政策の破たんである。／銀行、造船所、繊維、セメントなど約40社を国有化したものの、結局は非効率と余剰労働者問題を抱え込む結果となった。83年に3000億ドラクマだった公的赤字が、昨[88]年は4倍近い1兆1675億ドラクマ(1ドラクマは0.9円)に膨れ上がった最大の原因は、この国家企業群への補助金だ。アテネから車で30分、ギリシャ最大のヘレニック造船所もその1つ。85年に国営化されたが、業績は振るわない。……／パパンドレウ政権は、経営の行き詰まった国営企業の再度の民営化をはかっているが、警戒心を強めた企業家はなかなか寄りつかない」(『朝日新聞』アテネ=北山特派員、1989年6月17日号)。1989年6月、パパンドレウ首相は総選挙に敗北し、ギリシャの政治は新局面を迎えた。以上、イギリス、西ドイツ、オーストリア、フランス、イタリー、ベルギー、スペイン、ポルトガル、ギリシャの公企業「民営化」の諸側面を概観してきたが、これらの諸国は、オーストリアを除いて、すべてECの加盟国である。ECの統合と各国の国家主権との関係は、新しい問題点を生み出す。

1992年実現を目標として進行中のEC(European Community: 欧州共同体)の市場統合は、全世界の注目の的となっている。では、ECの市場統合は、EC加盟各国の国家主権・公企業の動向に対して、どのような影響を及ぼすであろうか。ECの形成と拡大の歴史的概観からはじめよう。

ヨーロッパの経済統合は、第2次世界戦争後の経済復興を促進するために、次のように具体

化された。これらの動きは、米国の軍事的世界戦略と不可分に結びついている。米国支配層の意図はECの形成・拡大過程において100%実現したとは限らなかったが、1947年6月、米国務長官マーシャルが発表した対欧経済援助計画（マーシャル・プラン）の政治的・経済的影響力はきわめて大きかった。

まず、1948年に、ベネルックス3国の関税同盟と西ヨーロッパ16カ国（後に18カ国）によるOEEC（Organization of European Economic Cooperation：欧州経済協力機構）が発足した。1949年4月には、NATO（北大西洋条約機構）が、米国・カナダ・西ヨーロッパ10カ国（現在15カ国）による集団安全保障機構として発足した。1950年9月には、貿易決済システムとして、EPU（European Payment Union：欧州支払同盟）が発足した。また同年5月シューマン外相が提案した「シューマン・プラン」にもとづいて、1951年4月にはECSC（European Coal and Steel Community：欧州石炭鉄鋼共同体）設立のためのパリ条約が締結された。ECSCは1953年2月に発足し、EC形成の一つの基礎となった。

1957年3月には、西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの6カ国から成るEEC（European Economic Community：欧州経済共同体）およびEURATOM（European Atomic Energy Community：欧州原子力共同体）設立のためのローマ条約が調印され、翌1958年1月、EECとEURATOMが発足したのである。

1967年7月に、EEC、EURATOM、ECSCの三共同体機関が統合され、EC（欧州共同体）が成立したが、その加盟国は、EECと同じ6カ国であった。統合の質的強化といえよう。

1973年月、北方でイギリス、アイルランド、デンマークがECに加盟し、加盟は9カ国となり、日本では、「拡大EC」と通称されるようになった。量的拡大の開始である。ところで、イギリスのEC加盟について、労働党は反対の態度を示したが、その理由の1つはECの統合が、イギリス国内での国有化政策にとって障害となるというものであった。

さらに、南方で、1981年1月にギリシャが加盟、1986年1月にスペインとポルトガルが加盟して、12カ国の加盟となった。ちなみに、1992年には、スペインのバルセロナでオリンピック大会が開催される予定であり、またこの年はコロンブスの「アメリカ発見」500周年に当たる。そして現在、ノルウェー、スウェーデン、オーストリア、スイスあるいはトルコなどのEC加盟の可能性についても、多くの論議が行なわれつつある。さらに、ECとEFTA（欧州自由貿易連合）との自由貿易協定、カリブ・太平洋・アフリカ61カ国とのロメ協定、東側のコメコン（経済相互援助会議）との関係正常化への動きなども見落してはなるまい。詳細は、荒川弘『欧州共同体』（岩波書店、1974年）、前川恭一『ドイツ独占企業の発展過程』（ミネルヴァ書房、1970年）、儀我壯一郎「戦後ヨーロッパの再編成と新しい動向」（『経済』1988年7月号）「特集・92年EC統合と西欧独占資本」（『経済』1989年7月号）などを参照していただきたい。

きて、EC統合と各国公企業との関係において、公企業の「多国籍公企業」化の側面に対するECの規制が、1つの問題点となる。

フランスについていえば、ルノー、エルファキテーヌ、EMC (Entreprise Minière et Chimique) などが、典型的な「多国籍公企業」である。ところで「フランス公的セクターの諸グループは、1981～82年の期間、かなり積極的に海外進出を図ってきた。それは第1に、左翼政権のなかで、海外投資は引き上げられるか縮小して、これを国内投資に回すべきであるとする共産党の主張に対し、海外投資は輸出増をもたらす、企業収益の改善に寄与するとともに国民経済の発展にプラスするとの社会党の考え方が優位を占めたからである。第2に、再編成の後で国家が行なった巨額の資本注入（年平均で120～130億フラン）が国有化グループの海外活動強化、いっそうの多国籍化を可能にしてきたからである」（藤本光夫『ミッテラン政権と公企業改革』前出、111～112ページ）。このような公企業の「多国籍公企業」化の動向は、他のEC諸国にも共通している。

「多国籍公企業」を含むEC域内の「多国籍企業」に対して、ECが規制政策に着手し、展開されるようになったのは、1970年代に入ってからである。多国籍企業に対するEC各国の政策権限が、EC当局の手に一層統一化され、集中されるとともに、従来の自由主義的政策が、規制主義的なものへと転換したのである（林満男「ECにおける多国籍企業規制政策」加藤恭彦編著『多国籍企業経営とEC会社法指令』同文館、1988年、105ページ参照）。

「多国籍企業」の活動に対する対策は、「多国籍企業」の利点を認めた上で、不都合な点に限っての対症療法的対策の性格が強かったが、考えられるべき領域としては、①一般利益の保護（租税問題、供給の確保、通貨問題、会社設立に際しての国家援助、株主と第三者の保護）②労働者利益の保護（大量解雇、既得権の確保と合併の際の労働者保護、ヨーロッパ株式会社法実現による労働者の経営参加、株式法の調整、労働法の調整）③競争の維持（集中過程の規制、ローマ条約85・86年の競争規則の厳守）、④企業買収への介入（株式公開買付の規制、証券市場の行動規制）、⑤投資受入れに対する各国の条件の均等化、⑥発展途上国での「多国籍企業」活動の条件付け、⑦多国籍企業の活動に関する情報の改善とされた（林満男、同上、107～108ページ）。

多国籍企業規制対策の内容のうち、とくに重要なものは、①会社法（特に開示および責任）、②税制、③独占禁止、④労働者保護（会社法関係を含む）の4分野であるとされ、この4分野を中心に作業が進められてきた（同上、110～117ページ）。しかし、ECの「多国籍企業」規制政策は、EC内部に発展程度の異なる多くの国が共存するという条件も含めて、大きな限界をもつ。ルノーなどの「多国籍公企業」が、ECの規制政策とどのような関係をもつにいたるか、今後の動向を重視したい。なお郵便、電信電話、国鉄、国営航空などの公企業に関するEC次元での統合という問題点は、きわめて重要であるが他の機会にゆずる。

V インド、シンガポールなどにおける公企業「民営化」の問点

発展途上国ないし第3世界における公企業の重要性は、広く知られている。また、累積債務問題の深刻な現状も、周知のとおりである。特徴的な事例の一端に注目しておこう。

[1] 1986年夏、メキシコ政府は、IMF（国際通貨基金）、債権銀行団との交渉において、①国営企業の大幅な「民営化」や税制政策を通じて財政赤字を圧縮する、高率インフレの抑制につとめるなどの経済再建策を提示するとともに、原油価格に見合った債務返済システムの導入を訴えた。「製鉄、航空など国営企業の民営化により、肥大化した公共部門のゼイ肉を落とすとともに、据え置かれたままの地下鉄、電話などの公共料金の引き上げも検討課題になっている」（『日本経済新聞』1986年7月9日号）。累積債務問題の重圧と公企業「民営化」問題が直結している関係が重視されるのである。「80年代に入って、中南米各国は、人権抑圧などの暗い軍政時代から、次々に民政へ移行した。はぐくむべき若い民主主義の芽をつんだのが、国際通貨基金（IMF）が累積債務国に押しつけた緊縮策だったことは、先進国にとって皮肉だ」（『日本経済新聞』1989年8月2日号）

[2] 同じ1986年夏、「イランは石油収入の急減により経済危機が深刻化する中で、これまで推進してきた国有化路線を緩やかに軌道修正し始めた。公的機関が保有する工場などの資産を民間に売却するとともに、私立学校の開設にも青信号を出した。……／イラン政府はこのほど、ムスタザフィン（被抑圧者）財団が保有する200以上の企業のうち、中、小規模の資産を民間に売却し、財団が運営する大企業の原材料購入財源に充てる方針を打ち出した。／イランは1979年の革命後、学校国有化を推進するとともに『経済のイスラム化』を目指し、イスラム共和国憲法では、『基幹産業、貿易、銀行、電力、ラジオ・テレビなどの事業は国有化する』と規定、国有化路線を歩んできた」（『日本経済新聞』1986年7月13日号）。

次に、インドにおける公企業とその「民営化」問題を概観しよう。

インドは、1947年8月、独立した。国民会議派のネル首相指導下のインド政府は「社会主義型社会」の建設を標榜し、ソ連との友好関係をも重視しながら独自の政策を実行した。ソ連の経済学者ルビンシュタインがインドの「非資本主義的發展」の理論を唱えた背景は、このようなものであった。1948年のインド政府の「産業政策声明」は、大ブルジョアジー主導のブルジョア・地主権力下における「混合経済」体制の大枠を設定した。同「声明」は、軍事上・産業上の必要性から公企業と私企業の役割を定め、全産業を第1、第2、第3各範疇の3部門に区分した。すなわち、「第1範疇・中央政府の独占する部門」として、①兵器、軍需品および国防施設関連品目、②原子力、③鉄道運輸、つぎに、「第2範疇・企業の新設については国家がもっぱら責任を負う部門」として、⑥鉄鋼、⑦航空機製造、⑧造船、⑨石炭、⑩電話、電信ケーブル、⑪無線機器（ラジオ受信器を除く）、⑫鉍物油、そして、「第3範疇・民間企業

に通常開放された部門」（ただし重要とされるものは、産業〈開発及び制規〉法〈1951年〉により規制される）として、⑫鉄鋼鑄造、鍛造、⑬重機械プラントなどから⑭道路運輸、⑯海上運輸までの部門を列挙した上で残りの全産業もこれに属するとしていた。

1956年のインド政府の「産業政策決議」は、「産業政策声明」の基本線を受け継ぎながら、重要産業に対する国家の積極的・主導的参加をより強力に打ち出した。すなわち、中央政府の独占する部門に、④航空運輸を加え、政府の規制下におかれるものとして新しく⑤発電・配電を位置づけた。また、同「決議」における「(A表) 企業の新設については国家がもっぱら責任を負う部門」を「声明」の第1・第2範疇のすべてと上記の④⑤および「声明」の第3範疇のうちの6部門にまで拡大した。また「(B表) 国家がしだいに参加していく部門」としては、「声明」の第3範疇で列挙された⑯海上運輸までのすべてを網羅した。「(C表) 民間企業の主導により開発」として、残りの全産業を含むこととした。この「決議」に基づく公企業の新設と発展は、顕著であった。また、政府は、主として公的金融機関を通して私企業の株式を大量に取得した。その結果、1970年にはインドの上位10大企業のうち1～9位を公企業が占め、さらに、1975～76年度では、インド101大企業のうち50企業が公企業であり、総資産額では75.6%を占めるにいたった。

インド公企業のこのような新設と拡大には巨額の外貨が必要とされ、米国をはじめとするいわゆる先進国政府および世界銀行などの国際機関に大きく依存・従属する傾向が生まれた。「多国籍企業」からの技術・プラント輸入などにもなう借款や株式投資によって、公私共同事業化するなかで、「多国籍企業」によるインド公企業支配という性格が濃厚となった。「産業政策声明」および「産業政策決議」の基本線にそむく形で「多国籍企業」の活動が認められる例も次第に増加し、1973年外国為替規制法による外資所有比率低減政策などの新しい局面が生まれるにいたった。また、公企業の役員会に、インドの大財閥を中心とする民間資本の関係者が、大きな比重を占めるようになった。詳細は、立山和彦「インド公企業の特質と新局面」（儀我壮一郎編『公企業の国際比較』青木書店、1982年）、同「インドにおける1973年外国為替規制法と外資少数所有化」（『東南アジア研究年報』30号、1988年12月）などを参照していただきたい。

さて、1988年、インドの公企業の最初の「民営化」の事例として、スクーターズ・インディア（SIL）の民間企業バジャジ・オートへの売却問題が注目され次のように報道されている。SIL（本社工場ウツタルプラデッシュ州ラクノウ）は、政府保有株75%の公企業であり、年間6万2000台の二輪車、三輪車の生産能力がある。しかし、1986年、87年と経営は大きく悪化し、86年の販売台数は2万5000台、87年は5000台（推定）年間赤字額は、87年度13億2000万ルピー（1ルピー約10円）に達したと見られる。インドの二輪車市場は毎年拡大し、スクーターだけでも87年の総販売台数は63万台と3年間でほぼ倍増している。しかし、日本メーカーとの提携はじめ新規参入が相次ぎ、競争がきびしくなるなかで、87年の市場シェアは、首位バジャ

ジ・オートが78%、2位のロヒア・マシーンス(LML)が18%と、上位2社で96%という推定(有力経済紙エコノミック・タイムズ)すらある。政府は、SILをバジャジに売却する方針を固めたが、SIL労組は、従業員持ち株式会社にして雇用を減らさず、会社を存続するよう主張し、労働界および左派を中心に野党も売却に強く反対している。「野党の反対は雇用機会の確保、売却条件がバジャジに有利といった表面的問題もさることながら、公営企業の民間部門への移転はネール初代首相以来のインドの社会・経済哲学、経済政策に反するという点にある。この主張には右派政党も同調している。……ガンジー首相は反対をやわらげるため『SILのケースは特殊例で今後も公営企業がインド経済の根幹』と繰り返している。とはいえSILに続いて州営のアンドラブラデッシュ・スクーターズのLMLへの身売りもささやかれ出した」(『日本経済新聞』1988年4月3日号)。

シンガポール政府は積極的な外資導入政策を採用しているのであり、公企業「民営化」問題は次のような形で具体化している。

19世紀以来、英国の支配下にあったシンガポールは、1959年、英国と交渉の末、自治権を獲得、1963年、マレーシア連邦に加わり、1965年8月マレーシア連邦から分離し独立した。日本の淡路島程の国土面積で、人口は250万人余りである。シンガポール経済の大きな特徴は、独立以来現在まで続いているリー・クワンユー政権のもとでの徹底した積極的外資導入政策により、外国資本とくに多国籍企業の役割が顕著であることと、公企業の役割が重要であることである。一般に、外資の侵入を阻止するための公企業の役割という関係が注目されているが、シンガポールにおける外資系企業と公企業との組合せ、および、公企業自体のあり方は、特徴的である。

「シンガポールほど政府が直接経済活動に参加している国も珍しい。政府が全額または50%以上の出資をしている企業は、大小合わせて50社以上にのぼる。シンガポール開発銀行(DBS)、社会主義国との貿易を扱う国際貿易会社、シンガポール航空、海運会社のネプチューン・オリエント・ライン、造船所、印刷会社、兵器製造会社、石油会社……。ありとあらゆる分野に活動を広げている。／シンガポール航空の見事な成長ぶりは開発途上国の手本と言われる。DBSと並ぶ金融機関、郵便貯蓄銀行は、預金利子が非課税でしかも利率が高い……」(『シンガポールの政治と経済』『Common Sense』1984年5月号、52ページ)。また、シンガポールは、「外資に頼って経済発展を図ってきたため、1985年の同国の売上高上位100社のなかで民族資本の会社は43社しかない」(美並二郎「東南アジアに展開する日本企業」『経済』1989年8月号)。

シンガポールの公企業の次のようなあり方は、多様な「民営化」の一類型を代表する。

シンガポールのゴー・ケンスイ前第1副首相はいう。「例えば政府系企業について、我々は民間企業と同じように運営するという原則を設けた。損失を出し続けるようなら、その企業は存続できない。仮に政府がそんな企業を補助したら、すぐに国民の信頼を失ってしまうだろう

う」「シンガポールは国内市場が小さ過ぎるので、他の途上国のように輸入代替型産業を育てるのは難しい。そこで我々は多国籍企業の誘致に全力をあげた。」「海外の環境が我々に追い風だったことも確かだ。インドネシアが石油開発に乗り出した。さらに66年に中国で文化大革命が起き、多国籍企業は近くの韓国や台湾を敬遠し、より遠くのシンガポールに目を向け始めた」(『日本経済新聞』1989年3月21日号による)。

「事実、シンガポールは世界的に見ても外資導入への規制がほとんど存在しない国の一つである。85年は、全投資額の9割が外資で占められ、国内資本の活用は残り1割に過ぎなかった」(林理介「『管理国家』のしたたかな外交」『国際経済』24巻2号, 1987年1月, 17~18ページ)。「東南アジアの経済は、各国ともおおむね華僑の手に握られているが、彼らが手持ち資金の投資先、預金先、さらには出稼ぎ先、あるいは子弟の教育先として域内で最も重視しているのが、香港と並んでシンガポールである。とくにインドネシアの華僑の多くは、シンガポールに異国的な感情を抱いていない」(同上, 18ページ)。1989年6月の北京天安門事件の影響は、これらの面からも重視される(アジア太平洋地域の経済動向については、『経済』1989年9月号の特集など参照)。

以上のように、先進資本主義国においても、発展途上国においても、公企業の「民営化」はその過程そのものに多くの矛盾をはらんでいる。さらに、「民営化」以後にも、新しい多様な矛盾が表面化する。現局面においては、公企業「民営化」の矛盾が主題となりつつある。1990年代の新展開に注目したい。